

月刊 労運研レポート No. 24

2016年6月10日号

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ・最低賃金大幅引き上げを労働運動としてたたかおう
伊藤彰信 | 2P |
| ・第87回日比谷メーデー連帯の挨拶
武藤弘道都労連委員長 | 9P |
| ・5.17院内集会 | 10P |
| ・アメリカ労働運動の最前線にふれて
押田五郎 | 12P |

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

(東京都大田区蒲田 5-10-2 日港福会館 4F 全日本港湾労働組合中央本部気付)

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■電話・FAX 03-3894-6620 ■mail /roukenj2014@yahoo.co.jp

最低賃金大幅引き上げを労働運動としてたたかおう

伊藤彰信（労運研共同代表）



1 「総がかり行動」の労働運動版を

安倍首相は、参議院議員選挙で改憲勢力が3分の2の議席を確保し、憲法改正に踏み出そうとしている。集団的自衛権行使を容認する閣議決定を期に、安保法制に反対し、憲法改悪を阻止するために労働組合、市民団体により「戦争させない・9条壊すな！総がかり行動」が結成され、15年安保闘争がたたかわれた。いまや、安保法制廃止の4野党共闘が形成され、9条改正阻止を旗印に参議院議員選挙がたたかわれようとしている。

安倍政権を打倒するためには、安保法制の課題だけでは無理であろう。安倍内閣は高い支持率を維持している。それは、労働者を含む多くの国民が、安倍に景気回復を期待しているからであり、アベノミクスを信じているからである。安倍を打倒するには、新自由主義が貧困と格差が拡大してきたことを暴露すること、アベノミクスがさらに拡大を加速させていること、「一億総活躍プラン」はその破たんを隠す実効性の無いプランであること、そして、この状況を打破するには、労働運動がしっかりと新自由主義、ア

ベノミクスとたたかい、貧困と格差をなくす社会づくりをめざすことである。

「総がかり行動」は、「戦争・原発・貧困・差別を許さない！」をスローガンにしている。労働運動として「戦争・原発を許さない」たたかいはもちろんであるが、労働分野の課題である「貧困・差別を許さない」ことこそしっかりとたたかわなければならない。平和フォーラムは「フォーラム平和・環境・人権」が正式名称である。総評から連合に継承できない課題である「平和・環境・人権」のたたかいを担う組織である、総がかり行動の「戦争・原発・差別」の課題に符号する。残された「貧困」問題は労働問題であり、労働組合が担わなければならない課題である。

労働運動研究討論集会実行委員会（労運研）が提起している「非正規労働者のためのユニオンキャンペーン」は、日本の労働人口の4割を占める非正規労働者が労働組合（ユニオン）に結集し、企業別労働組合を克服する運動をつくりあげていくことが、日本の労働運動を新しく創造していくための課題であるとの認識から出発している。企業別労働組合の克服は、思想的に、組織的に克服していかなければならないだろうが、それは、頭の中で考えることや組織いじりで解決できるものではなく、運動を展開しながら克服していくものであろう。

「非正規労働者のためのユニオンキャンペーン」は「貧困・差別」を課題としている。非正規労働者が受けている差別、例えば労働契約法20条問題、賃金差別なども取り上げている。最も克服しなければならない労働分野における差別の課題は「非正規労働者は雇用の調整弁であり、非正規労働者が存在するから、自らの雇用と労働条件が確保されている」と思う「本工主義」ともいわれる正社員の差別意識であろう。

2 最低賃金大幅引き上げキャンペーンの形成と展開

この差別意識克服の重要な課題が最低賃金である。にも拘らず、「最低賃金は組合員の賃金よりも低い賃金の問題であるから労働組合の課題ではない」、「最賃闘争と言っても、それは最賃審議会をめぐる闘いである」、「最低賃金は生活保護との関係で決まるもので、社会保障の課題であり、労働運動の課題ではない」などと、労働運動のメインテーマに位置付けられることはなく、傍流に追いやられていた。

しかし、新自由主義による規制緩和の進行によって、「一億総中流社会」は崩壊し、「勝ち組、負け組」が生まれ、「1%と99%」と言われる格差社会になってしまった。「中流」の一部は「上流」になれたかもしれないが、ほとんどは「下流」になり、さらにワーキングプアと言われる「最貧困層」をつくりだしてしまった。そして、格差と貧困はますます拡大しているのである。

「最低賃金大幅引き上げキャンペーン」は「貧困」課題を取り上げる運動である。「最低時給1500円をめざして、いまずぐどこでも1000円に」を共通スローガンに、非正規労働者の賃上げと法定最賃（地域最低賃金など）の引き上げを求める運動である。非正規労働者が労働組合に加入し、賃上げ闘争を共に闘うことを呼びかけている。最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会は、単位労働組合ごとの加入を原則とし、ナショナルセンターを超えた運動をつくりだそうとしている。また、決められた行動に参加す

ることを義務づけるのではなく、共通スローガンに賛同した労働組合が可能な範囲で独自のやり方で行動に参加する、参加労組の呼びかけに賛同する労組が協力するという緩やかな組織である。

最低賃金大幅引き上げキャンペーンは、コミュニティーユニオン全国ネットワークが行っていた最賃引き上げのキャンペーン、首都圏青年ユニオンが行っていたアメリカのファイト・フォー・フィフティーン（最低時給15ドルをめざすたたかい）と連帯したファストフード労働者の賃金闘争、全国一般全国協が行っていたコンビニ労働者の賃上げ闘争や最低賃金審議会への意見書・署名提出運動をそれぞれバラバラにたたかうのではなく、共同するたたかいにしようと繋いだものである。

2月27日、東京・新宿で15団体、70名が集まって最低賃金引き上げキャンペーンの街頭宣伝行動が行われた。全国15か所で同様の行動が取り組まれた。4月15日、東京・渋谷のセンター街を100人が練り歩き、マクドナルドの店の前で氣勢を上げた。この行動は、アメリカの時給15ドルを求める労働者のストライキをはじめ、ファストフード労働者世界同時アクションに連帯したもので、世界40カ国、300以上の都市で展開された。

これら行動で非正規労働者は「最低賃金に張り付いた賃金ではまともな生活ができない」「はじめは最低賃金より高い時給だと思っていたが、賃上げが全くなく、最低賃金が上がってきたので今では最低賃金ぎりぎりの賃金になってしまった」「最低賃金を数円上回る時給で働いている。生活が苦しいので昼食は抜いて1日2食で生活している」「私は正社員だが給料を時給換算したら1500円に届かないことがわかった。時給1500円は私たちの要求だ」とマイクをもって訴えた。また「コンビニの商品は東京でも北海道でも沖縄でも同じ価格なのに、そこで働く労働者の賃金は200円以上も差がある」「東京都の最低賃金は907円だが、千葉県は817円。千葉に住んでいる人は東京で働くので、千葉では人が集まらない」などと最低賃金の地域格差問題を指摘する発言もあった。地方創生には、全国一律最低賃金制が必要ということだ。連合のリビングウェッジでも、都市と地方で物価の差はあっても、地方での生活必需品である自動車の購入・維持費を加えると都市と地方の生計費はほとんど変わらないことはわかっている。

そして、5月17日には国会議員会館内で80名が参加して「最低賃金をいまずどこでも1000円に！時給1500円をめざす院内集会」が開かれた。院内集会には、民進党の初鹿明博衆議院議員（厚生労働委員会理事）、共産党の小池晃参議院議員（党書記局長）、社民党の吉田忠智参議院議員（党首）、福島みずほ参議院議員（副党首）、生活の党の山本太郎参議院議員（共同代表）が駆け付けた。最低賃金引き上げを参議院議員選挙の課題にし、4野党共闘の公約にすることを検討する動きが出てきた。

3 スローガンづくりと問題意識

「最低時給1500円をめざして、いまずどこでも1000円に」という共通スローガンをつくりあげるには苦労があった。そもそも、労運研が最賃闘争を重視するよう

になったのは、昨年（2019年）の第3回労働運動研究討論集会での「どの政党もナショナルセンターも時給1000円以上とっているが、年間1860時間（毎月勤労統計の平均値）働いても年収186万円、これではワーキングプアをなくすことにならない。本気で格差是正を考えているのか。時給1500円を目指すべきだ」という発言がきっかけである。研究会を開いて、最賃闘争の歴史を学び、最賃闘争を闘っている活動家に集ってもらった。首都圏では1500円要求に違和感がないが、地方からは「あまりにも高すぎる。1000円にすべきだ」という意見が強かった。

そんな時、安倍首相が「最低賃金を毎年3%引き上げ、1000円にする」と発表した。現在の最低賃金全国平均は798円である。毎年3%引き上げていくとして1000円に達するのは2023年になる。2010年の雇用戦略会議での政労使合意である「2020年までに全国平均1000円をめざす」ことも実現できない。政労使合意を反故にする安倍首相の発言に怒りが湧いてきた。「1000円」の前に「いますぐ」を加えて「いますぐどこでも1000円に」とし、1500円を目標値とすることで「最低時給1500円をめざして、いますぐどこでも1000円に」という共通スローガンがまとまったのである。このスローガンは法定最賃の実現するためだけではなく、個別使用者に対する賃上げ要求という2つの側面を持ったスローガンである。

次に問題になったのは、年間労働時間をどう見るのかである。「非正規労働者は安い時給であるが、長時間労働で収入をカバーしている。時給を引き上げても長時間労働の解消にならない」という意見である。正社員が長時間のサービス残業をしている現実では、この問題の解決は容易ではない。でも、問題の整理はしておこうということになった。

日本経団連が根拠にしている月間所定内労働時間は、フルタイム就労と言われる週5日40時間労働の法定労働時間である。365日を7で除し、40時間に乗じて年間2085時間をはじき出し、12カ月で除した173.8時間としている。確かに時給1000円としたら、年間2085時間働いて年収208.5万円となる。ワーキングプアの定義を年収200万円以下とすれば「ワーキングプア脱出」と言えるのかもしれないが、この数字ではあまりにも寂しすぎる。連合は賃金構造基本統計調査の月間所定内労働時間の全国平均163時間を主張している。しかし、連合は実総労働時間を年間1800時間の実現を目指しているのだから、要求としては月間150時間、年間1800時間にしてはどうだろうかということになった。時給1500円として月間150時間労働で月収22万5千円、年間1800時間労働で年収270万円という数字をはじくことができた。

ILO最低賃金決定条約（131号）は、最低賃金水準の決定にあたって「労働者と家族の必要であって」と書かれている。女性労働者の意見は、年収270万円ではシングルマザーの生活改善にはつながらないという意見であった。東京都の生活保護費の母子ケースの場合は月額204,800円（生活扶助140,800円、住宅扶助64,000円）である。連合が主張する月間163時間で除すと1256円、150時間で除すと1365円になる。ひとり一子モデルの水準を検討する出発点として、時給150

0円を掲げることは決して的はずれでもないように思う。

昨年、日本弁護士連合会の招待で来日したボン大学のライムント・ヴェルターマン教授の意見は「労働者は、働いて、家庭を持ち、二人以上の子どもを育て、安心した老後を過ごすことができるようにすべき」と述べ、「児童手当は3人目以上の子どもを対象にすべきで、2人までは賃金で育てることができるようにすべきだ」「最低賃金は年金基礎給付額を獲得できるものでなければならない」として、ドイツの最低賃金をさらに引き上げる必要があると述べていた。そして、労働分野、福祉・社会保障分野、産業政策分野を区別したうえで、その関連づけをおこない、持続可能な社会づくりを検討していく必要があるという非常に示唆に富んだ話であった。

日本において「親ひとり子ひとり」の最低賃金を考える場合に、学生アルバイトとの区別を必要とするか、区別をする場合にどのような手法が考えられるか、子どもがいるかないかで区分するのか、年齢で区分するのか、労働時間で区分するのか、また、区分した場合の水準はどの程度が適正なのか、検討すべきことは多い。さらには、労災保険の傷病手当との関係、公契約条例による職種別の賃金の設定との関係など、最低賃金闘争は奥深い課題を抱えている。

私たちの議論はまだまだ不十分であるが、共通スローガンの背後には、時給1500円をもとに、年間1800時間労働、正規労働者との賃金差別の撤廃、持続可能な生活の実現という問題意識があることは理解してほしい。

4 正規労働者にとっても避けられない課題

昨年、来日したAFL-CIOのトラムカ会長は、連合での講演で「いま労働者が直面している課題は、世界中で広がる格差の拡大である。労働組合の役割は、働けど貧困に喘ぐワーキングプアから中産階級の労働者まですべての働く者の賃金を引き上げることだ」と述べた上で「ファストフード労働者の時給15ドルを要求する運動が、信じがたいほど多くの労働者に支持され、連帯をつくりだしている」と語った。

同じく昨年来日したUCLA（カリフォルニア大学ロサンゼルス校）レイバーセンターのケント・ウォン所長の話では「なぜ15ドル運動が組織労働者にも支持されているかと言うと、それは自分たちの子どもの問題であり、自分の老後の問題あるから、他人の問題ではなくなっている」と説明していた。貧困の問題は、大きな社会の問題であると同時に、労働組合が自らの課題として取り組まなければならない課題なのである。

さて、日本では、最賃闘争は組織労働者以外の課題であり、審議会の課題であり、労働組合の課題ではないという風潮が強い。でも、そう言っていられない状況になってきた。組合員から「子供が就職したが派遣労働者として働いている」とか「定年後嘱託で働くことになったが賃金が大幅に下げられる」とかいう話をよく聞く。非正規の働き方が低賃金・低労働条件であれば、正社員の雇用と労働条件が守られると思ってきた今までの労働運動のツケが、自分の子どもたちや自分の老後に回り回ってきたのである。5月13日に東京地裁は

定年後に嘱託として有期雇用し、以前と同様の労働に従事させていた事業者に対して、

賃金を下げたことは労契法20条違反であると言う画期的な判決を下した。「同一労働同一賃金」の議論に一石を投じたことになる。

今や非正規労働者は約2000万人、その内、非正規労働のみの収入で生活している主たる生計者の割合は5割と言われているので約1000万人である。連合の調査によれば、非正規労働者の主たる生計者の約2割が、毎日の食費を切り詰めて生活している。すなわち約200万人が「飢餓賃金」で働いているのである。新自由主義が、アベノミクスが、格差を拡大し貧困を増大させた。そのおこぼれに与ろうとした労働組合が、飢餓賃金労働者をつくりだしてしまったことを痛烈に反省して、労働組合が貧困をなくす運動の先頭に立たなければならない。

2014年の最低賃金の影響率は、小規模事業所（従業員30人未満）で7.3%、全体で3.6%である。影響率とは、最低賃金額を改定した後に最低賃金額を下回ることとなる労働者の割合である。私は、最低賃金を小規模事業所従業員との関係で論じている現在の最低賃金審議会の議論方法に極めて疑問を抱いているが、ともかく、10年前には影響率が1%台であったのが、このように高くなってきた。最低賃金の引き上げは、直接的には190万人の労働者に影響を与えることになる。いや、最低賃金プラス何円という形で最賃に張り付いて賃金が決められている労働者が多数いる。内閣府は、最低賃金プラス20円以下で働いている労働者は340万人、プラス40円以下で働いている労働者は510万人いると推計している。最低賃金大幅引き上げキャンペーンは、大きく言えば、年収200万円以下のワーキングプア1200万人に影響を与える運動である。

5 最低賃金引き上げと正規労働者の賃金闘争の連携

非正規労働者の賃上げ闘争と連帯する正規労働者の賃金闘争とはどのようなものであろうか。私たちは年収、月給、時間給をバラバラに考える傾向がある。年収200万円は低いと感じるが、時間給1000円は高いかもという感覚になる。所定労働時間を切り口にすると、これらをつないで眺めることができるのではないだろうか。

多くの労働組合で産業別最低賃金、企業内最低賃金の要求をしているが、日本の企業別労働組合においては、これら要求が企業内正社員の初任給要求にすり替わってしまっている実情がある。産業別最賃とは、その産業で働く主たる職種の労働者の最低賃金であるべきである。また、企業内最賃とは、雇用形態の違いのある直接雇用労働者だけでなく、下請労働者、派遣労働者を含めて、その企業で働くすべての労働者に適用される最低賃金であるべきである。私は、いまず最賃法にもとづく特定最低賃金闘争に取り組むべきであるとは考えていない。労働組合の組織率が低い日本では、かなり困難な取り組みになるであろうから。

まず、点検すべきは、所定労働時間と賃金の関係である。どの産別にも、どの企業にも所定労働時間の取り決めはあるだろう。「同一労働同一賃金」と言うならば、その産業、その企業で働く非正規の所定労働時間を正規労働者の所定労働時間と同一にして賃金水準を議論するようになる必要がある。例えば、正規労働者の所定労働時間が月間1

50時間であるならば、同じ職場で働く非正規労働者の所定労働時間は月間173.8時間ではなく、150時間とすべきである。

2014年賃金構造基本統計調査の高卒初任給全国平均は158,800円である。仮に一時金をゼロとしたら年収は190万円である。所定労働時間との関係で時給1000円に届いているかどうか微妙なところである。公務職場の臨時労働者の時給は、公務員の初任給が基準になっているところが多い。もう一度、初任給を見直すことが必要である。また、初任給の引き上げはベースアップに直結する話である。このように初任給引き上げと最低賃金引き上げは、連動する状況になっている。

厚生労働省の「就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、企業が非正規労働者を雇う理由として一番多かったのが「賃金節約」で38.8%だった。企業は、賃金を削減するために非正規労働者の雇用を増やしてきた。そもそも、主たる生計者である日雇労働者の賃金が高いのは当たり前だった。一時金もない、退職金もない、社会保険の掛け金などが無いのだから、その分を自己責任でカバーするため、正規労働者より時間当たりの賃金が高いことは当然であった。ところが企業は、非正規労働者は主たる生計者でないという前提で、一時金もない、退職金もない、社会保険の掛け金などを払わなくて済む非正規労働者の雇用を拡大してきたのである。

日本経団連の「経営労務政策特別委員会報告」（2016年版）によると、「所定内給与を100とした場合の総額人件費は167.5まで高まる」書かれている。逆に読むと、非正規労働者の人件費が賃金の1.675倍になっていなければ、何らかの非正規労働者差別が存在するということになる。私は、「同一労働同一賃金」の概念を支払賃金ではなく、人件費の面から捉えて「同一労働同一人件費」の視点から差別撤廃にアプローチしていくことも必要があると考えている。

このような賃金差別撤廃のたたかいをとおして、非正規労働者が労働組合に結集する、労働組合を結成するなど、非正規労働者の団結の促進を図るたたかいを、既存労働組合が援助し、連帯してたたかうことが求められている。

6 おわりに

公務職場においては臨時労働者の労働条件改善を上記の視点を踏まえて取り組むとともに、公契約条例制定にともなう職種別賃金水準の設定について、関連する地域民間労働者と協力して水準設定が図れる仕組みをつくっていく必要があるだろう。

いずれにしても、最低賃金大幅引き上げキャンペーンは単純な要求であるが、その持っている課題は、単に最低賃金の引き上げにとどまらず、今までの賃金闘争の転換を促す可能性を持ったたたかいである。働き方において「交換の公正性」を確保するとともに、社会生活における「分配の公正性」を確保する社会保障制度とも関連するたたかいでもある。このような「社会正義」を実現するたたかいを、ナショナルセンターを超えた団結を大切にしながら、非正規、正規、民間、公務・公共労働者が一緒になってたたかうことによって、それぞれの持ち場でのたたかいを活性化させる労働運動にしたいものである。

2016年5月1日

◆第87回日比谷メーデー

武藤都労連委員長の連帯の挨拶



アベノミックスの擬装と管理春闘を許さず、ストライキ、大衆闘争で春闘を闘い抜き、ここに集まれた労働組合、労働者の皆さんに心から敬意を表します。

第87回日比谷メーデーのスローガン、アピールに全面的に賛同し、連帯することを表明いたします。

都労連は4月27日、都側との団体交渉で夏季一時金2.5月支給の要求を提出し、今年第一弾の総決起集会を都庁広場で決行しました。ここで特に非常勤労働者を支給対象にすることを求めました。

一昨年の闘いで、非常勤職員の労働条件を労使交渉で決定する道筋を実現し、休暇制度など、均等待遇に基づく改善を勝ち取りましたが、引き続き賃金の底上げに向けた取り組みを進めていくものであります。

人事院と全国の人事委員会が本日から民間給与実態調査を開始しました。都労連は皆さんの春闘に連帯して東京都人事委員会に対する闘いにも突入したところであります。

70年前の5月1日、全国で200万人、東京に50万人が結集して第17回復活メーデーが闘われました。そのスローガンは「反動内閣打倒・民主人民政府樹立」でありました。その年に憲法が公布されました。

非戦・平和・人権・労働者の生活と権利の具体化、獲得を掲げた労働者、労働組合の70年を全面的に否定する安倍政権に対して、70年前のスローガンを復活させなければならぬと思います。

安倍政権は今月末に「ニッポン一億総活躍プラン」を公表しますが、これは改憲と戦争遂行体制に動員するプロパガンダになる。このように見定めて、事実を告発し、対抗し、参議院選挙に勝ち抜いて、政権を倒していく。この闘いが求められているのだと思います。その出発点に本日の日比谷メーデーがあります。

メーデーの原点であり、世界標準である1日8時間労働制を破壊する改悪労働基準法案の廃案、労働弁護団が提言している労働時間規制の実現、過労死の根絶、格差と貧困の解消に向けて闘い抜くことを確認したいと思います。

最後に申し上げます。

翁長沖縄県知事は「日本に本当に地方自治や民主主義が存在するのでしょうか」と訴えました。憲法の平和・人権・主権在民・地方自治権を掲げて、憲法改悪の戦争法廃止、原発再稼働反対、沖縄辺野古新基地建設阻止を実現する。3.11から5年、熊本地震の被災者、被災地の現実にむきあって、全ての人々が別け隔てなく、平和で心豊かに働き、暮らせる社会の実現にむけて、この場から闘いを広げていくことを誓い合いたいと思います。頑張りましょう。

院内集会に野党4党が参加
最賃引き上げを参議院選挙の中心課題に



「最低賃金を今すぐどこでも時給1000円に！時給1500円をめざす院内集会」が、5月17日、衆議院議員会館で開かれ、80人が参加した。集会は、個人加盟の労組・ユニオンがナショナルセンターの枠を超えて集まる「最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会」が主催したもので、民進党の初鹿明博衆議院議員、共産党の小池晃参議院議員、社民党の吉田忠智参議院議員、福島みずほ参議院議員、生活の党の山本太郎参議院議員があいさつに駆け付けた。

開会にあたって下町ユニオンの岡本哲文さんが「最低賃金の引き上げが、非正規労働者をはじめ、低賃金労働者の賃金底上げに直結している」とあいさつした。

日本弁護士連合会貧困対策本部のメンバーの猪股正弁護士が「いまこそ、最低賃金の引き上げを」と題して、ミニ講演を行った。猪俣弁護士の講演の概要は次のとおり。

日本の最低賃金平均798円は低すぎる。この水準で法定労働時間（年間2085時間）働いても月収約13万8千円、年収約166万円ではない。先進諸国では軒並み1000円を超えている。こうした日本の最低賃金の低さについては、国連の社会権規約委員会が最低生計費などを下回っていると懸念を表明している。かつては最低賃金で働く人の多くは主婦パートなど家計補助型非正規労働者であった。しかし、最近の主たる生計者の非正規労働者が増えたにもかかわらず、最低賃金は低い水準のままである。この低い水準が貧困の増大をもたらした。パート労働者が世帯主である世帯の貧困率は

40%を超えている。いまこそ、貧困問題を解決し、男女賃金格差を解消するため、最低賃金の大幅な底上げが必要であると訴えた。

そして、最低賃金が上がらない要素として、最賃法で賃金支払能力が考慮要素になっていること、最低賃金審議会での審議が対前年比で「いくら上げるか」を検討しているため、労働者の生活を支える妥当な水準は「いくらであるべきか」が考慮されていないこと、当事者の声が反映されるシステムになっていないことを指摘した。また、最低賃金の地域間格差が大きく、拡大しているとしていることが、地方の人口減少、都市への人口流出になっており、地域の活性化のためにも、地域間格差の縮小は喫緊の課題であると述べた。

さらに、アメリカ、イギリスの最賃引き上げの状況を報告し、仮に日本で1000円が実現しても、法定労働時間で換算して月収約17万3千円、年収約208万円であり、年収200万円以下と言われるワーキングプアの解消にはつながらない。ILO条約の「少なくとも親ひとり子ひとりが食べていける水準」をめざすならば欧米並みの1500円は必要であると説明した。

そして、最低賃金を引き上げると失業率が高まると言う人がいるが、最賃を導入したドイツでは失業率が高まる現象は起きていないと説明し、さらにアメリカ連邦労働省のホームページにある「最低賃金伝説バスターズ」を紹介して、最低賃金が、経済や事業活動に悪影響をもたらすことを否定していると述べ、最後にケント・ウォン氏の「大きな運動を草の根からつくりあげること」という言葉を紹介して、労働者自身が、戦略を持って、地域から運動をつくりあげていくことが必要であると訴えた。

続いて現場報告として当事者から発言があった。介護労働者の女性「月収15万円。正規職だが時給換算すると1500円に届かない。1日10時間以上働き、週1回夜勤がある。看取りもしなければならず、肉体的にも精神的にもきつい仕事だ」、コンビニエンスストアで働く男性「給料は最賃より4円高い750円。フランチャイズ契約のため、夜間も営業することになっており、少ない従業員でシフトをこなすため、月200時間以上働く。ワンオペ（ひとり勤務）が多く、トイレにも行けない。年末、3時間ストをたたかった」、地下鉄の売店で働く女性「昇給要求して1年勤務で10円時給が上がった。安い家賃のアパートに転居したが、2年後に更新料を払えるか心配だ」、非正規の郵便配達員の男性は「日本郵政の従業員40万人のうち、約半数が非正規労働者だ。同じ仕事をしているのに非正規労働者の賃金は正規の3分の1である。私の職場の非正規労働者は30歳代が多いが、みな独身だ」と実態を訴えた。

参加したいずれの議員も「最低賃金の大幅引き上げは参議院議員選挙の重要な課題」と訴えた。民進党の初鹿議員は「コンビニで売っているものは全国同じ価格なのに、店員の賃金は地方バラバラ。最低賃金は全国一律にすべき」、共産党の小池議員は「金持ちはパナマに金を隠し、貧乏人に低賃金を押し付ける。アベノミクスのトリクルダウンはない。最賃を引き上げ、消費の拡大するボトムアップで経済の好循環を」、吉田議員は「社会保障の切り捨てを阻止するためにも、最賃の引き上げは必要」、福島議員は「女性が当たり前で働いて当たり前で子どもを育てる社会にするには、最低賃金の引き上げ

が必要」、山本議員は「1000円でもワーキングプア。1500円がギリギリ人間らしい生活が始められるスタートライン」などと発言した。

連帯のあいさつとして、全労連の小田川議長は「最賃引き上げのたたかいは世界中に広がっている。最賃引き上げ水準を高め、テンポを速めなければならない」と述べ、全労協の金澤議長は「連合が出席できなかったのは残念だが、労働組合として最賃引き上げをしっかりとたたかう」と述べた。日本労働弁護団の棗幹事長は「労働弁護団は、最賃問題にあまり取り組んでこなかったが、5・11雇用と暮らしの底上げアクションの集会で、なくせ！ブラック企業・ブラックバイト！なくせ！賃金差別！バイトもパートも今すぐ時給1500円！守れ！1日8時間労働をスローガンに掲げた。安倍政権はもう嫌だ」と述べた。

最後に、首都圏青年ユニオン神部紅さんが閉会のあいさつを行い「安倍首相は最低賃金を1000円にするとやっているが、3%ずつ引き上げても1000円になるのは2023年。それまで待てない。いますぐどこでも1000円を実現し、1500円をめざそう。選挙で最賃大幅引き上げを公約に掲げる候補を応援しよう」と締めくくった。

安保法制廃案を掲げて野党共闘が取り組まれているが、小池議員が「野党間の政策的合意をつくって来たるべき選挙の重大争点として提起していく」と述べたように、最低賃金引き上げを選挙争点に加えて野党共闘が取り組まれる可能性が見えてきた。アベノミクスは、大企業だけ儲けさせ、中小労働者、非正規労働者の雇用と賃金を破壊してきた。貧困と格差の拡大をどう解消するのか、ワーキングプアを解消して、安心して生活できる社会をどうつくるのか、安倍政権を打倒するためにも、「最賃をいますぐどこでも1000円に」を公約に野党が共闘して選挙をたたかうべきである。

アメリカ労働運動の最前線に触れて

押田 五郎・東京清掃労働組合 清掃・人権交流会会長

●いざレイバー・ノーツ大会へ

2016年3月29日、私は日本からアメリカ・シカゴのレイバー・ノーツ大会に参加する一団の一人として日本を発った。初めてのアメリカ行き、満足に英語のできない言葉の壁の不安と、大きな格差や多人種・多民族・多文化の中での差別をはね返す新たな労働運動に触れられる期待が混ざり合った出発だった。

レイバー・ノーツは労働運動の月刊誌の名前だが、その主催する2年に1回の大会がアメリカの労働運動を改革する新しいうねりの交流集会となっている。毎回参加者が増えているということで、今回は2100人の労働者や研究者がアメリカのみならず世界各地から集まった。アメリカ以外では22カ国から150人が参加し、カナダに次いで多かったのが日本からの21人だった。

●労働運動の歴史の街・シカゴ

シカゴは世界の労働運動の歴史の中でも輝きを放っている街だ。1886年5月に8時間労働制を求めてゼネストに立ち上がったシカゴの労働者にかげられた血の弾圧がきっかけで国際メーデーが始まったのは有名な話だし、以後高揚と弾圧による停滞を繰り返しながらもシカゴの労働運動はアメリカや世界の労働運動をリードする戦闘性を持っていた。



労働運動犠牲者の墓で説明を受ける

●2日間のフィールドワークー闘いの歴史と新たな運動の息吹

私たちは29・30の2日間、そのシカゴの現在の労働運動の息吹と闘いの歴史に触れるフィールドワークを行なった。まず、歴史と伝統を持つ戦闘的組合・アメリカ電気機械無線労組（UE）や新しい労働者の団結形態である労働者協同組合（労働者自らが工場を運営する）、未組織労働者を組織する労働者センターを



門だけが残る食肉加工場の跡

アメリカ史上最大のストライキを行なった鉄道ストの発祥地・プルマン、大闘争を行なった食肉加工場（と場）跡地などを訪ねたが、労働運動歴史協会という組織が闘いの歴史を風化させず伝え続けていることに感動した。

2日間の最後に最低賃金15ドル要求運動（Fight for \$15）シカゴ事務所を訪ねた。今アメリカを起点に始まったファーストフード労働者の先鋭的な闘いは、日本も含め世界中に波及して展開されている。アフリカ系や移民労働者を中心にした低賃金労働者の闘いが、労働組合の枠を超えて社会的運動の広がりを持ってきており、実際に全米各地で成果を上げつつある。そこで闘っている女性労働者に話を伺ったが、闘うことで団結が生まれ闘いの勢いが増している様子が生き生きと語られた。FF15の彼ら・彼女らは翌日



闘いの壁画であふれるUE本

を訪ねて、格差の底辺に置かれているアフリカ系や移民労働者が自ら立ち上がって新たな労働運動を展開している姿を目の当たりにした。2日目は労働運動の歴史ツアーを行ない、労働運動犠牲者の墓地、ア



FF15でプレゼントされた闘争グッズ

(4月1日)のシカゴ教員ストと連動してストライキに入る準備で高揚していた。

●街を揺るがすシカゴ教員ストライキ

4月1日から3日がレイバー・ノーツ大会であったが、大会初日はシカゴ教員労組（CTU）の早朝からの一日ストで幕が開けられた。

今回の教員ストの特徴は、教員の労働条件獲得というよりは緊縮財政の名のもとで市長によって行なわれている金持ち優遇、教育・福祉の切り捨て政策に抗議する政治ストだということ。実際貧しい子どもたちの通う公立学校が次々と閉鎖を余儀なくされている現実の中で、このCTUのストライキは親にも子どもにも地域にも支持されて打ち抜かれた。

私たちが早朝からローズベルト高校のピケに参加したが、通行する車からスト支持のクラクションが次々と鳴らされ、ピケに駆け付けた生徒たちが大勢の支援の労働者とともにマイクでアピールし先生と一緒に地域デモに参加していた。前日会ったFF15のファーストフード労働者たちも鳴り物入りでにぎやかにアピールし、私たちが気持ちが高揚した盛り上がりを見せた。こんな光景を今まで見たことがなかった。

この日の夕方には州政府や市庁舎の入った都心部のビルを取り囲んで周囲を埋め尽くす教員スト支持の決起集会が行なわれ、何万人もの人が都心部を練り歩いた。楽器や鳴り物が入り、陽気な掛け声がどこまでも続く開放的なデモも、日本の労働運動でいつも経験しているそれとはずいぶん違って、最近日本でも行われるようになったサウンドデモが全部、といった感じだった。そこで示された開けっ広げなエネルギーに私たちはすっかり元気ももらった。

●100の分科会があるレイバー・ノーツ大会

レイバー・ノーツ大会は1日午後の分科会から会議が始まった。2000人もの参加者が一堂に会するのは1日の夜のオープニングの全体会と2日夜の晩餐会（食事は質素）、そして3日午後の締めくくりの全体会だけで、あとは1日午後から3日午前まで100程の分科会（ワークショップ）が次々と開かれ、多彩な課題について真剣な議論が行なわれた。

私たち日本からの参加者はそれぞれの関心のある



生徒たちもストに参加してアピ



シカゴ中心部を埋め尽くす支援集会



手分けして分科会に参加した

課題を求めて参加する分科会に散らばったが、言葉の問題があるので通訳のできる仲間の周りに固まる形で毎日相談しながら手分けした。日本からの参加者が参加した分科会は「15\$を求める闘い」「世界中で立ち上がる教師たち」「バーニーを推す労働組合」「中国のストライキ」「TPP 阻止」「社会主義とは何か」「労働組合なしに職場を組織する（労働者センター）」「労働組合と労働者協同組合」「若年労働者会議」「LGBT の闘い」「アジア労働者会議」「米国の干渉と対決する労働組合（沖縄の闘いも）」「世代間交流 労働組合は世界をかえられる？」「歴史の教訓 ゼネスト・大衆スト」などで、本当に精力的に動き回った。

●日本分科会で私たちは訴えた

そうした多彩な分科会のオープニングを飾ったのが、私たち日本からの参加者が発言者となった「日本労働者はいかに闘っているかー労働運動と人権のために組織化する」と題した「日本分科会」だった。

まず「日本の労働組合運動の背景説明」を布施恵輔さん（全労連）が行ない、課題別に「若年労働者と非正規化」を中村研さん（なにわユニオン）が、「女性労働者賃金差別」を大久保なつみさん（全印総連）と柚木康子さん（昭和シェル労組）が、そして「職業差別との闘い」を押田五郎（東京清掃、清掃・人権交流会）がそれぞれ報告・提起した。

持ち時間は各 10 分。通訳があるので実際は 5 分しかしゃべれないので、いかにコンパクトに要点をわかりやすく話せるか、みんな大変苦労したようだ。私事だが、前夜遅くに話し言葉でおさらいを始めたらだんだん目が冴えて、言葉が頭の中を回りだしてほとんど寝そびれてしまった。

●世界の清掃労働者の差別と貧困、危険労働からの解放を

私は「職業差別の闘い」として、日本の清掃労働者からの訴えを行なった。たまたまその日が 44 年間の清掃労働者生活を終えたばかりの記念の日であることから話し始めて、日本の清掃労働者が長い間差別と劣悪な労働条件、危険な仕事実態に苦しんできたことを自分の体験を交えて話し、清掃は社会になくてはならない重要な仕事なのに差別することは絶対に許せないと訴えた。そして東京の清掃労働者は、長年にわたって差別や貧困をなくし危険な職場を安全な職場に変えるために闘い続けてきたこと、その結果として雇用の安定、労働条件の改善、安全対策の充実などを勝ち取り、



日本分科会の発言者の面々



退職したばかりという紹介で思わぬ拍手まで頂いた

少しは人間らしい職場に変えてきたことを強調した。さらに、この間の活動の中でインドや韓国、ミャンマーの清掃労働者とも交流してきたことを踏まえて、世界の清掃労働者が押しなべて差別と貧困と劣悪な労働条件に苦しんでいる実態があり、国際的な連帯で差別と貧困、危険労働から清掃労働者を解放しようと呼び掛けた。最後に1968年に公民権運動と結びついてストライキに立ち上がったメンフィスの清掃労働者のスローガン「I am a man!」にちなんで、「I am a human being!」と締めくくった。

教員ストで日本のメンバーも氣勢を上げた

●貴重な体験をこれからに生かしたい

あちらこちらと飛び回って、あわただしい1週間のシカゴの旅であったが、まさしく新しい労働運動の息吹に触れた貴重な体験だった。資本はとくに国境を越えている。私たち労働者が国際的に連帯して良い点を学び合い、団結することが必要なことを一層分らせてくれたありがたい経験だった。



『亜米利加労働運動事始』 山崎 精一著・作

『亜米利加労働運動事始』はアメリカの労働運動を紹介し、関心を持ってもらうための入門書である。日本の労働組合にとってアメリカの存在を抜きに考えることはできない。日本の労働組合は19世紀末アメリカから伝わった。さらに戦後の労働組合は占領軍により奨励され、労働法制もアメリカの影響を受けている。

確かにヨーロッパの労働組合に比べるとアメリカの労働組合の方が日本との共通点が多い。

しかし、同じような組織で同じような活動をしているかと考えると、大きな間違いを犯すことになる。

例えば、日本の労働組合の大半は企業別労働組合であるが、アメリカではその企業籍のある労働者しか組合員になれない組織はcompany unionと呼ばれ、違法であり、労働組合とは見なされない。また、不当労働行為の話をしていて話が食い違うことがある。それはアメリカでは使用者側だけではなく、労働組合の側にも行ってはならない不当労働行為が規定されているからである。

アメリカの労働組合は日本よりも組織率が低く、全体では11.1%で、民間では6.6%台であり(2014年)、まさに存亡の危機に立たされている。その中で生き残り、新たな展望を切り開くためにさまざまな試みが広く大胆に行われている。日本の労働組合にとってもそのアメリカの労働者の営為は無関係のものであるはずはなく、大いに学ぶ必要がある。そのためには、どのように両国の労働組合の制度が違い、労働運動の様相が違うのかが理解されていけば、より深く、正しく学ぶことが可能になる。この小冊子が一助をなれば幸いである。



□発行 郷栗舎 TEL 050-3336-4991 apjpyama@blue.ocn.ne.jp □300円